

平成 25 年 11 月 20 日

会 長 談 話

— 丸大証券に対する除名処分について —

日本証券業協会

会 長 稲 野 和 利

本協会は、去る 11 月 1 日付で、丸大証券株式会社に対し、除名処分を行った。

当社は、顧客資産を保全するため信託会社に信託すべき金銭を過少に計上し、その差額を自社の運転資金に不正に流用している状況等が認められたとして、平成 24 年 3 月、行政当局から登録取消処分を受け、当該不正行為に起因し、顧客資産を返還するために投資者保護基金による補償が発動されることとなった。

幸い顧客資産については全額返還されたものの、このような一の協会員の不正な行為によって、証券投資及び証券界に対し、国民に不信感を与えかねない事態を招いたことは極めて遺憾である。

顧客資産の保全は、内部管理上、最も重要な事項であり、これを怠ることは即ち顧客の信頼を直ちに失うことになる。

本件は極めて異例なことと認識しているが、当社の内部管理態勢の不備はもとより、そのような事態を招いた代表者をはじめとする違反当時の経営陣の責任も重大であり、金融商品取引業を担う者として、法令遵守意識及び職業倫理が欠如していたと言わざるを得ない。

本協会では、こうした事態を踏まえ、本年 6 月に証券界の信頼性向上のための様々な対策を取りまとめ公表したところであるが、引き続き、これらの対策を着実に遂行していく所存である。

以 上